

小・中学校における
「通級による指導」事務の手引

令和3年度第二次改訂版

宮崎県教育委員会

目 次

I 通級による指導とは

1 通級による指導の定義	1
2 通級による指導の対象	1
3 通級による指導における「特別の教育課程」	2
4 通級による指導の授業時数	2
5 通級による指導を行う場合の主な留意事項	3

II 通級による指導の事務手続要領

1 自校通級による指導の手続	4
2 同一市町村内の学校における他校または巡回による通級指導の手続	6
3 市町村が異なる学校における他校または巡回による通級指導の手続	9
4 県立特別支援学校における通級による指導の手続	12
5 県立中学校等における他校または巡回による通級指導の手続	15

III 様 式

様式1 (通知)	在 schools 長	⇒	市町村教育長	18
様式2 (通知)	市町村教育長	⇒	在 schools 長	19
様式3 (通知)	市町村教育長	⇒	通級指導校長	20
様式4 (通知)	市町村教育長	⇒	他市町村教育長	21
様式5 (通知)	他市町村教育長	⇒	通級指導校長	22
様式6 (通知)	市町村教育長	⇒	県教育長	23
様式7 (通知)	県教育長	⇒	市町村教育長他	24
様式8 (通知)	通級指導校長	⇒	在 schools 長	25
様式9 (届)	在 schools 長	⇒	市町村教育長	26
様式10 (通知)	市町村教育長	⇒	他市町村教育長	27
様式11 (通知)	市町村教育長	⇒	保護者	28
様式12 (届)	市町村教育長	⇒	県教育長	29
様式13 (通知)	在 schools 長	⇒	市町村教育長	30

様式 14 (通知)	市町村教育長	⇒	県教育長他	3 1
様式 15 (通知)	市町村教育長	⇒	県教育長他	3 2
様式 16 (通知)	市町村教育長	⇒	県教育長他	3 3
様式 17 (通知)	市町村教育長	⇒	県教育長他	3 4

【県立中学校用】

様式 18 (通知)	在 schools 長	⇒	県教育長	3 5
様式 19 (通知)	県教育長	⇒	在 schools 長	3 6
様式 20 (通知)	県教育長	⇒	市町村教育長	3 7
様式 21 (通知)	市町村教育長	⇒	通級指導校長	3 8
様式 22 (通知)	通級指導校長	⇒	在 schools 長	3 9
様式 23 (届)	在 schools 長	⇒	県教育長	4 0
様式 24 (通知)	県教育長	⇒	市町村教育長	4 1
様式 25 (通知)	県教育長	⇒	保護者	4 2
様式 26 (通知)	在 schools 長	⇒	県教育長	4 3
様式 27 (通知)	県教育長	⇒	市町村教育長他	4 4

様式 9・12・23 の記入例	4 5
-----------------	-----

IV 参考資料

1 学校教育法施行規則の一部改正等について (通知)	4 6
2 通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者 又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について (通知)	5 0
3 障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について (通知)	5 4
4 学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について (通知)	6 1
5 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について (通知)	6 8
6 平成 29 年義務標準法の改正に伴い創設されたいわゆる「通級による指導」及 び「日本語指導」に係る基礎定数の算定に係る留意事項について	7 3
7 通級による指導実施要綱	8 1
8 小・中・義務教育学校における通級指導教室実施要領	8 7
9 参考様式 (通級による指導の計画)	9 0

I 通級による指導とは

1 通級による指導の定義

「通級による指導」とは、通常の学級に在籍している、障がいにより一部特別な支援を必要とする児童生徒を対象として、その障がいの状態に応じ、個別指導を中心とした特別の指導を、通級指導教室という特別な指導の場で行うものである。通級による指導は、週に数単位時間程度の指導であるため、教科の学習等大半の授業は、通常の学級で受ける。つまり、「通級による指導」は、学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導を、児童生徒のニーズに応じて行うことにより、通常の学級における授業においても、その指導の効果が発揮されることにつながる効果的な指導であるといえる。

2 通級による指導の対象

通級による指導の対象となるのは、通常の学級に在籍する児童生徒のうち、言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由、病弱・身体虚弱の児童生徒である。対象となる児童生徒の就学指導に当たっては、市町村の教育支援委員会等や保護者などの意見を聞き、障がいの状態及び発達段階や特性等を考慮して、在籍校の校長が適切に判断することが必要である。なお、他の学校に通ってこの指導を受ける場合は、在籍校の校長が、その授業を自校の授業とみなすことができる。

「通級による指導」を行う場合のその指導の対象となる障がいの程度については、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」（平成25年10月4日付け25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知）に示されている。

区 分	障 害 の 程 度
言語障害	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
自閉症	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
情緒障害	主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

区 分	障 害 の 程 度
弱 視	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
難 聴	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
学習障害 (LD)	全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもので、一部特別な指導を必要とする程度のもので
注意欠陥 多動性障害 (ADHD)	年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもので
肢体不自由 者、病弱者及 び身体虚弱者	肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもので

3 通級による指導における「特別の教育課程」

通級による指導は、(特別の指導を)「教育課程に加え、又はその一部に替える」ものであり、教育課程の特例となることから、教育課程の編成を行う各学校の校長が、対象となる児童生徒の実態把握等を適切に行った上で判断する。

このことは他校通級や巡回指導の場合も同様であり、その児童生徒が受ける教育課程の編成は在籍する学校の校長が行う。しかしながら、通級による指導の指導内容や指導時間については、学校の設置者の定めるところにより、他校通級や巡回指導を実施する学校が検討することになるため、あらかじめ両校の間で十分に協議することが必要である。

4 通級による指導の授業時数

通級による指導を行う場合の指導時間は、週1～8単位時間行うことが標準とされている。ただし、LD及びADHDについては、児童生徒の状況によって、月1単位時間からの指導を行うことが可能である。

5 通級による指導を行う場合の主な留意事項

- ア 通級による指導を行う児童生徒の週当たりの授業時数については、その児童生徒の障がいの状態を十分考慮して負担過重とならないように配慮すること。
- イ 通常の学級の授業の一部を抜けて、通級指導教室など特別な場において指導を受ける場合、積み上げが必要な学習で、その指導を受けないと内容が分からなくなる教科を避ける工夫等を行うこと。
- ウ 指導に当たっては、特別支援学校の小学部・中学部学習指導要領に規定する自立活動の目標や内容を参考に学習活動を行うこと。
- エ 指導要録の記載については「指導上参考となる諸事項」の欄に、通級による指導を受ける学校名、週当たりの通級による指導の授業時数及び指導期間、指導内容や結果等を記載すること。
- オ 指導に当たっては、通級による指導の担当教員が、児童生徒の在籍学校の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりする等、両者の連携が図られ、通級による指導が通常の学級において生かされるよう留意すること。
- カ 通級による指導を担当する教員は、基本的には一つの障がいの種類に該当する児童生徒を指導することとなるが、当該教員が有する専門性や指導方法の類似性に応じて、当該障がいの種類とは異なる障がいの種類に該当する児童生徒を指導することが出来ること。
- キ 通級による指導を行うに際しては、必要に応じ、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担当教員、その他必要と思われる者で構成する校内委員会において、その必要性を検討するとともに、各教育事務所に設けられた広域エリアサポートチームや巡回相談等を活用すること。
- ク 通級による指導を受けることに関する判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれることがないように留意し、総合的な見地から判断すること。
- ケ LD(学習障がい)又はADHD(注意欠陥多動性障がい)の児童生徒については、通級による指導を受けることが必要とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮やティーム・ティーチングの活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により、対応することが適切である者も多くみられることに十分留意すること。
- コ 通級による指導において単に各教科の学習の遅れを取り戻すための指導など、通級による指導とは異なる目的で指導を行うことがないように留意すること。
- ※ 「特に必要があるときは、障がいの状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができる」に関する例
- 【例1 言語障がいのある児童生徒に対して(国語及び外国語活動又は英語)】
- ・教科書の文章の音読に関し、的確な発音で、かつスムーズに行うことができるようにする指導
- 【例2 自閉症のある児童生徒に対して(国語)】
- ・意図を読み取ることの困難さに対し、文学的な文章の中で登場人物の考えや気持ちをを読み取る指導
- ※ 通級による指導の計画を作成する際には、90 ページ参考様式(通級による指導の計画)を活用ください。

II 通級による指導の事務手続要領

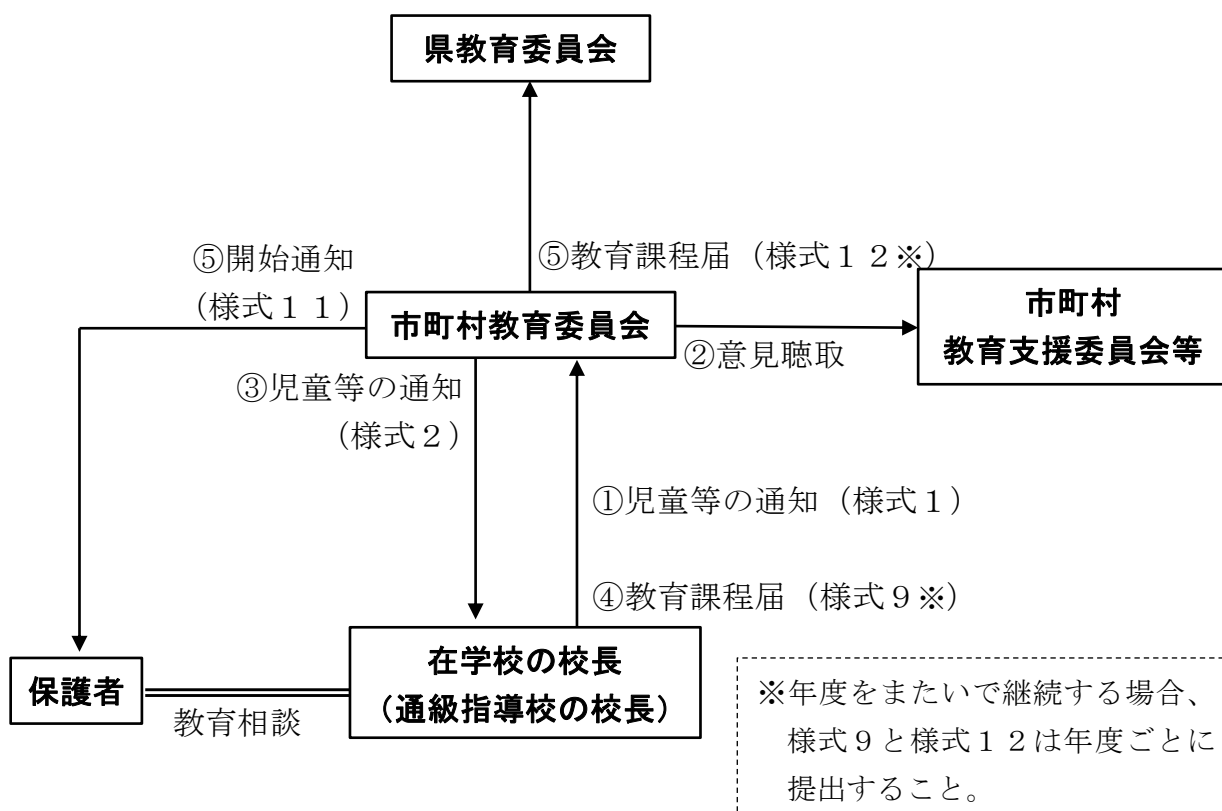
1 自校通級による指導の手続

指導の開始

- (1) 校長は、在学する児童生徒に自校で通級による指導を行う必要があるときは、市町村教育委員会に対し、その旨を通知する。(様式1)
- (2) 市町村教育委員会は、前項(1)の通知を受けた児童生徒(新入児も含む)について、市町村教育支援委員会等の意見を聴取し、通級による指導を行うことが適当と認めるときは、当該児童生徒の氏名等を当該児童生徒が在学する学校(以下、在学学校という。)の校長に通知する。(様式2)
- (3) 校長は、前項(2)の通知を受けたときは、速やかに、当該児童生徒に係る特別の教育課程を編成し、市町村教育委員会に届け出る。(様式9)
- (4) 市町村教育委員会は、前項(3)の通知を受けたときは、当該児童生徒の保護者に対し、通級による指導を行う日時など必要な事項を通知する。(様式11)
同時に、当該児童生徒に係る特別の教育課程を県教育委員会に届け出る。(様式12)

※なお、継続して指導を行う場合は、年度ごとに特別の教育課程を県教育委員会に届け出ること。(様式9)(様式12)

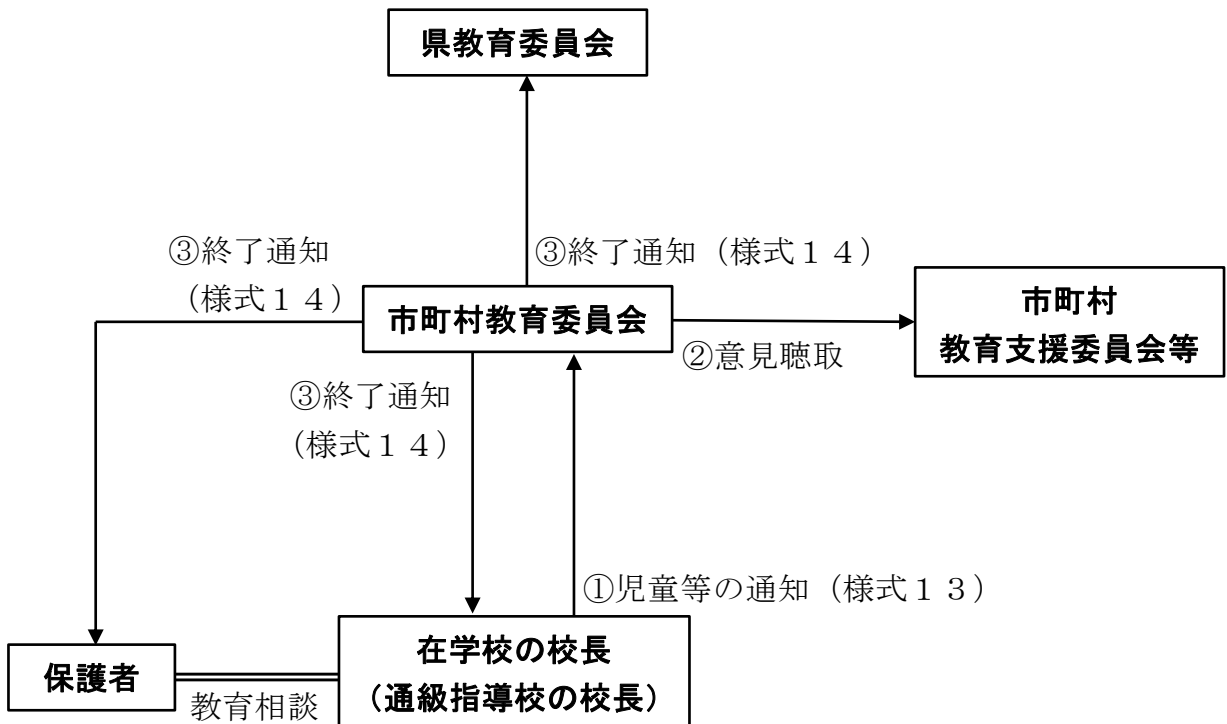
【指導の開始】自校通級を行う場合の手続図



指導の終了

- (5) 校長は、自校で通級による指導を受けている児童生徒について、当該指導を行う必要がないと判断するときは、市町村教育委員会に対し、その旨を通知する。
(様式13)
- (6) 市町村教育委員会は、前項(5)の通知を受けた児童生徒について、市町村教育支援委員会等の意見を聴取し、通級による指導を行う必要がないと認めるときは、県教育委員会、在学校の校長並びに当該児童生徒の保護者に対し、その旨を通知する。
(様式14)

【指導の終了】自校通級を終了する場合の手続図



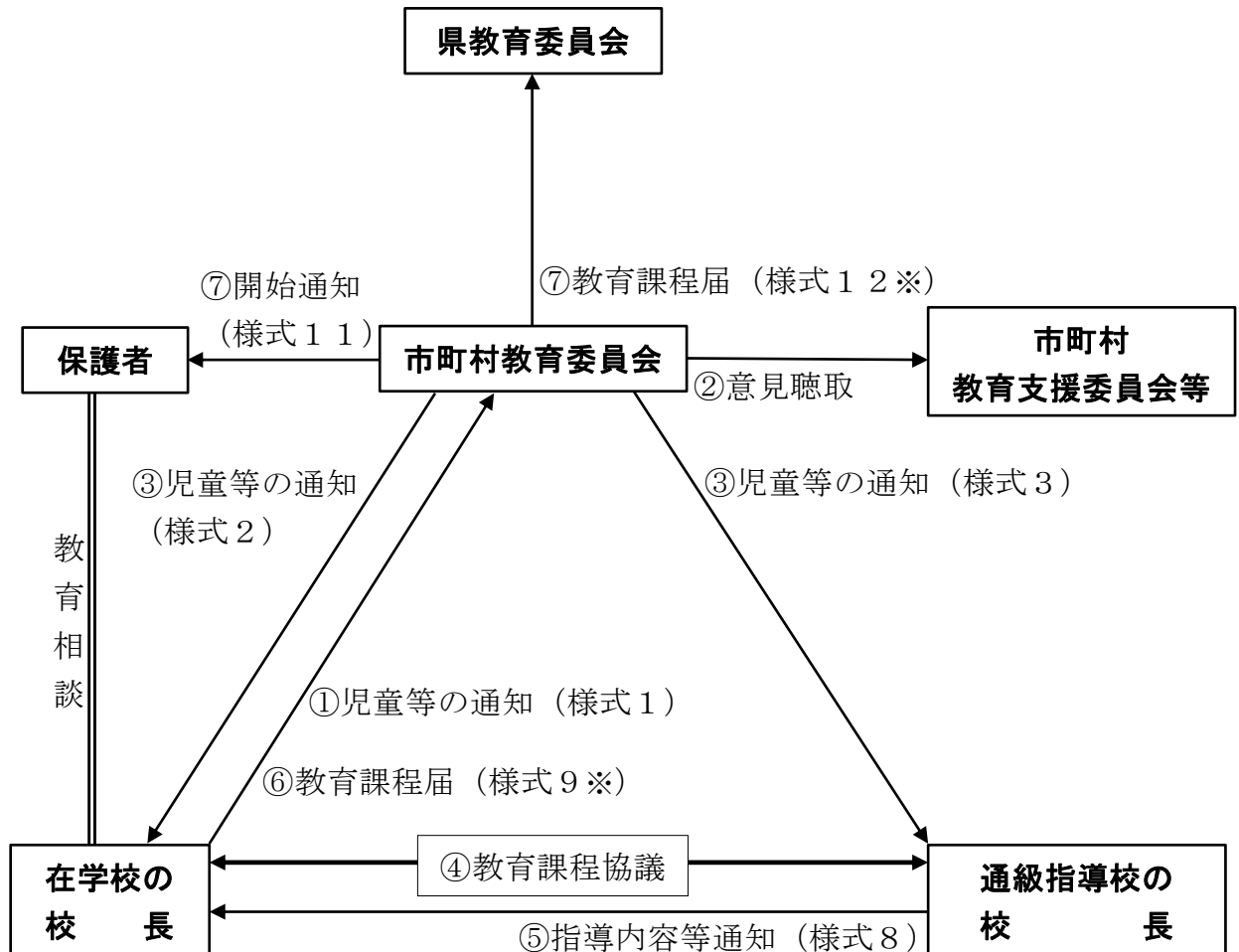
2 同一市町村内の学校における他校または巡回による通級指導の手続

指導の開始

- (1) 校長は、在学する児童生徒に他の小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程（以下「小・中学校」という。）で通級による指導を行う必要があるときは、市町村教育委員会に対し、その旨を通知する。（様式1）
- (2) 市町村教育委員会は、前項（1）の通知を受けた児童生徒（新入児も含む）について、市町村教育支援委員会等の意見を聴取し、通級による指導を行うことが適当と認めるときは、当該児童生徒の氏名及び通級による指導を行う学校（以下、通級指導校という。）を在学校の校長に通知する。（様式2）
- (3) 市町村教育委員会は、前項（2）の通知と同時に、通級指導校の校長に対し、当該児童生徒の氏名及び在学校を通知する。（様式3）
- (4) 在学校及び通級指導校の校長は、前項（2）及び（3）の通知を受けたときは、当該児童生徒に係る教育課程の編成について協議する。
- (5) 通級指導校の校長は、前項（4）の協議が終了したときは、当該児童生徒に係る当該学校における指導内容及び指導時間を在学校の校長に通知する。（様式8）
- (6) 在学校の校長は、前項（5）の通知を受けたときは、速やかに、当該児童生徒に係る特別の教育課程を編成し、市町村教育委員会に届け出る。（様式9）
- (7) 市町村教育委員会は、前項（6）の通知を受けたときは、当該児童生徒の保護者に対し、通級指導校及び通級による指導を行う日時など必要な事項を通知する。（様式11）
同時に、当該児童生徒に係る特別の教育課程を県教育委員会に届け出る。（様式12）

※なお、継続して指導を行う場合は、年度ごとに特別の教育課程を県教育委員会に届け出ること。（様式9）（様式12）

**【指導の開始】同一市町村内で他校または巡回による通級指導を行う場合の
手続図**



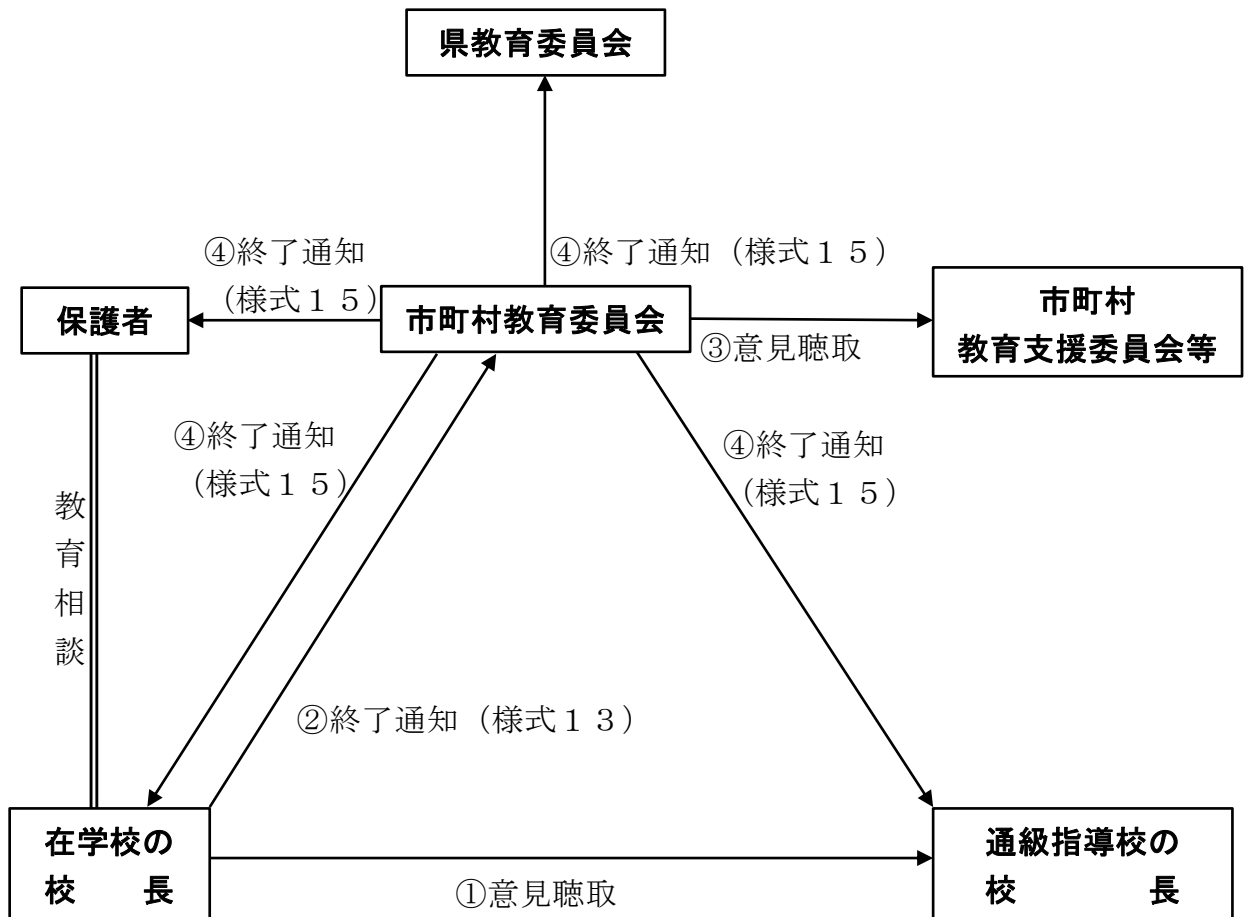
※年度をまたいで継続する場合、
様式9と様式12は年度ごとに
提出すること。

指導の終了

(8) 在学校の校長は、他の小・中学校において通級による指導を受けている児童生徒について、通級指導校の校長の意見を聴いた上で、当該指導を行う必要がないと判断するときは、市町村教育委員会に対し、その旨を通知する。(様式13)

(9) 市町村教育委員会は、前項(8)の通知を受けた児童生徒について、市町村教育支援委員会等の意見を聴取し、通級による指導を行う必要がないと認めるときは、県教育委員会、在 school 及び通級指導校の校長並びに当該児童生徒の保護者に対し、その旨を通知する。(様式15)

【指導の終了】同一市町村内で他校または巡回による通級指導を終了する場合の手続図



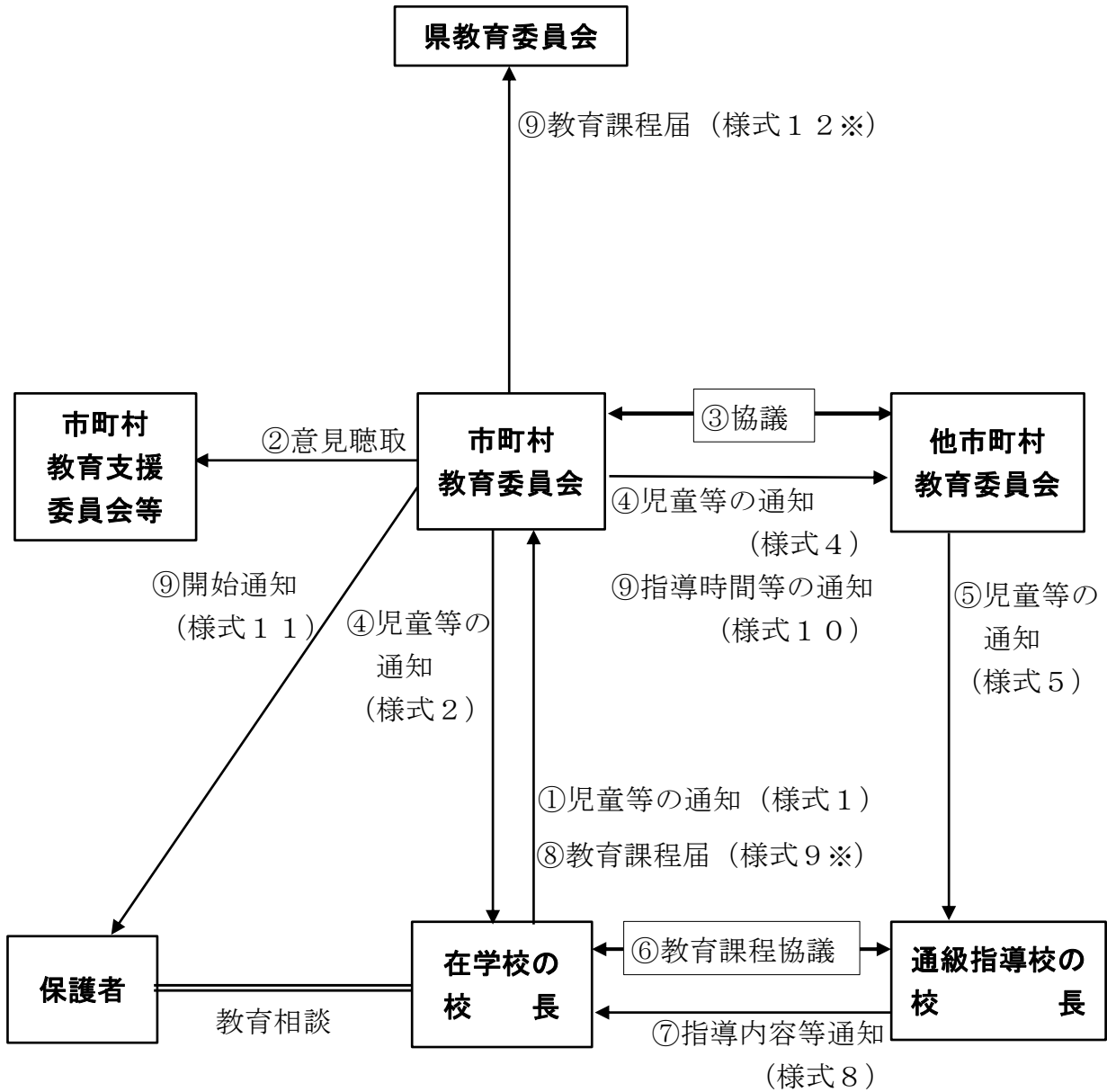
3 市町村が異なる学校における他校または巡回による通級指導の手続

指導の開始

- (1) 校長は、在学する児童生徒に他の市町村が設置する小・中学校で通級による指導を行う必要があるときは、市町村教育委員会に対し、その旨を通知する。
(様式1)
- (2) 市町村教育委員会は、前項(1)の通知を受けた児童生徒(新入児も含む)について、市町村教育支援委員会等の意見を聴取し、他の市町村が設置する小・中学校において通級による指導を行うことが適当と認めるときは、あらかじめ当該他の市町村教育委員会(以下、他市町村教育委員会という。)と協議した上で、当該児童生徒の氏名及び通級指導校を当該児童生徒の在学校の校長に通知する。
(様式2)
- (3) 市町村教育委員会は、前項(2)の通知と同時に、他市町村教育委員会に対し、当該児童生徒の氏名及び在学校を通知する。
(様式4)
- (4) 他市町村教育委員会は、前項(3)の通知を受けた児童生徒について通級指導校の校長に対し、当該児童生徒の氏名及び在学校を通知する。
(様式5)
- (5) 在 school 及び通級指導校の校長は、前項(2)及び(4)の通知を受けたときは、当該児童生徒に係る教育課程の編成について協議する。
- (6) 通級指導校の校長は、前項(5)の協議が終了したときは、当該児童生徒に係る当該学校における指導内容及び指導時間を在学校の校長に通知する。
(様式8)
- (7) 在学校の校長は、前項(6)の通知を受けたときは、速やかに、当該児童生徒に係る特別の教育課程を編成し市町村教育委員会に届け出る。
(様式9)
- (8) 市町村教育委員会は、前項(7)の通知を受けたときは、他市町村教育委員会及び当該児童生徒の保護者に対し、通級指導校及び通級による指導を行う日時など必要な事項を通知する。
(様式10)(様式11)
同時に、当該児童生徒に係る特別の教育課程を県教育委員会に届け出る。
(様式12)

※なお、継続して指導を行う場合は、年度ごとに特別の教育課程を県教育委員会に届け出ること。
(様式9)(様式12)

【指導の開始】市町村が異なる学校へ他校または巡回による通級指導を行う場合の手続図

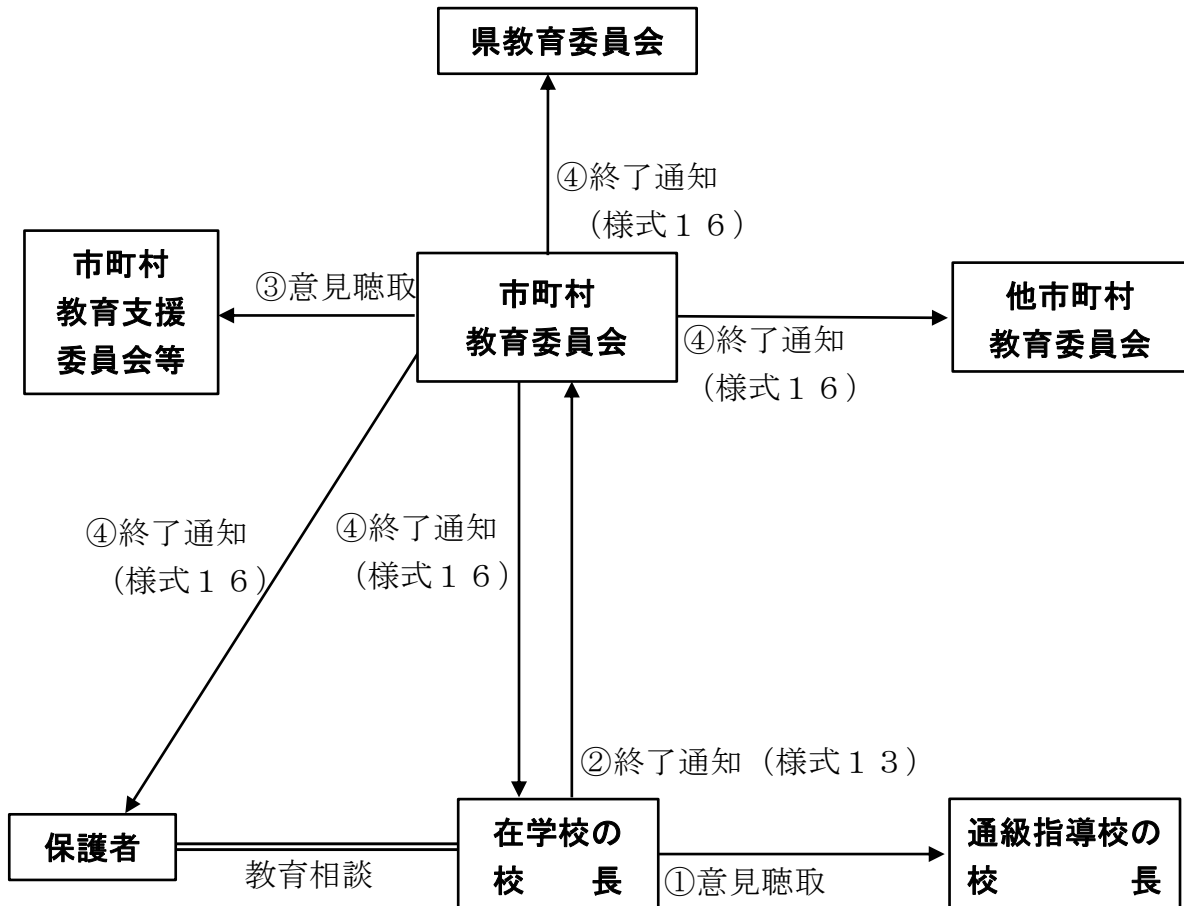


※年度をまたいで継続する場合、様式9と様式12は年度ごとに提出すること。

指導の終了

- (9) 在学校の校長は、他の市町村が設置する小・中学校において通級による指導を受けている児童生徒について、通級指導校の校長の意見を聴いた上で、当該指導を行う必要がなくなったものと判断するときは、市町村教育委員会に対し、その旨を通知する。(様式13)
- (10) 市町村教育委員会は、前項(9)の通知を受けた児童生徒について、市町村教育支援委員会等の意見を聴取し、通級による指導を行う必要がないと認めるときは、県教育委員会、他市町村教育委員会、在学校の校長及び当該児童生徒の保護者に対し、その旨を通知する。(様式16)

【指導の終了】市町村が異なる学校へ他校または巡回による通級指導を終了する場合の手続図



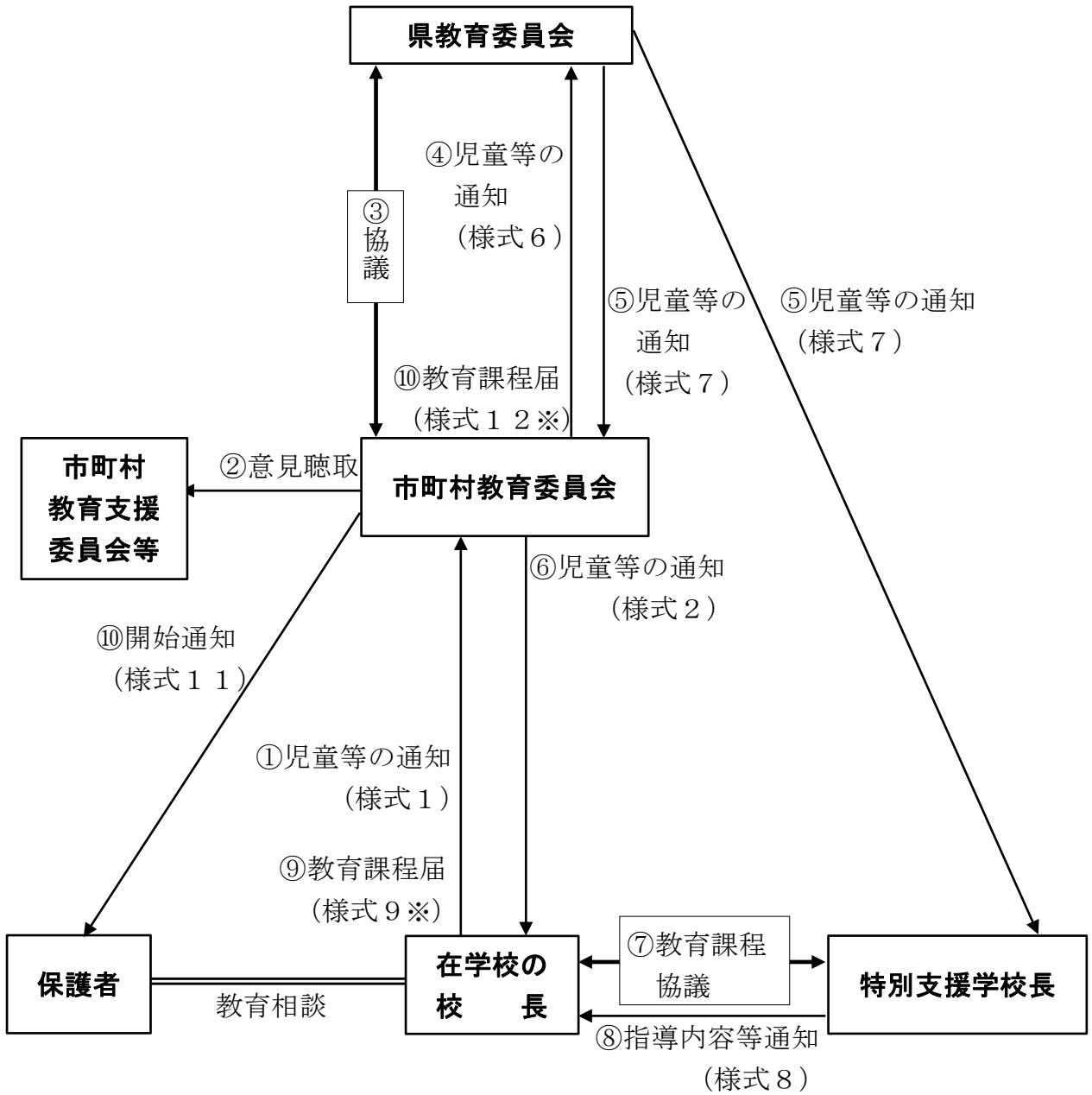
4 県立特別支援学校における通級による指導の手続

指導の開始

- (1) 校長は、在学する児童生徒に県立特別支援学校（以下、特別支援学校という。）で通級による指導を行う必要があるときは、市町村教育委員会に対し、その旨を通知する。 (様式1)
- (2) 市町村教育委員会は、前項（1）の通知を受けた児童生徒（新入児も含む）について、市町村教育支援委員会等の意見を聴取し、特別支援学校において通級による指導が適当と認めるときは、あらかじめ県教育委員会と協議した上で、県教育委員会に対し、当該児童生徒の氏名及び在学学校を通知する。 (様式6)
- (3) 県教育委員会は、前項（2）の通知を受けた児童生徒について、当該特別支援学校長に対し、当該児童生徒の氏名及び在学学校を通知すると同時に、当該市町村教育委員会に対し、当該児童生徒の氏名及び通級指導校（特別支援学校）を通知する。 (様式7)
- (4) 市町村教育委員会は、前項（3）の通知を受けて、当該児童生徒の氏名及び通級指導校（特別支援学校）を当該児童生徒の在学学校の校長に通知する。 (様式2)
- (5) 在学学校及び通級指導校（特別支援学校）の校長は、前項（3）及び（4）の通知を受けて、当該児童生徒に係る教育課程の編成について協議する。
- (6) 通級指導校（特別支援学校）の校長は、前項（5）の協議が終了したときは、当該児童生徒に係る当該学校における指導内容及び指導時間を在学学校の校長に通知する。 (様式8)
- (7) 在学学校の校長は、前項（6）の通知を受けたときは、速やかに、当該児童生徒に係る特別の教育課程を編成し、市町村教育委員会に届け出る。 (様式9)
- (8) 市町村教育委員会は、前項（7）の通知を受けたときは、当該児童生徒の保護者に対し、通級指導校（特別支援学校）及び通級による指導を行う日時など必要な事項を通知する。 (様式11)
同時に、当該児童生徒に係る特別の教育課程を県教育委員会に届け出る。 (様式12)

※なお、継続して指導を行う場合は、年度ごとに特別の教育課程を県教育委員会に届け出ること。 (様式9) (様式12)

【指導の開始】特別支援学校へ通級を行う場合の手続図

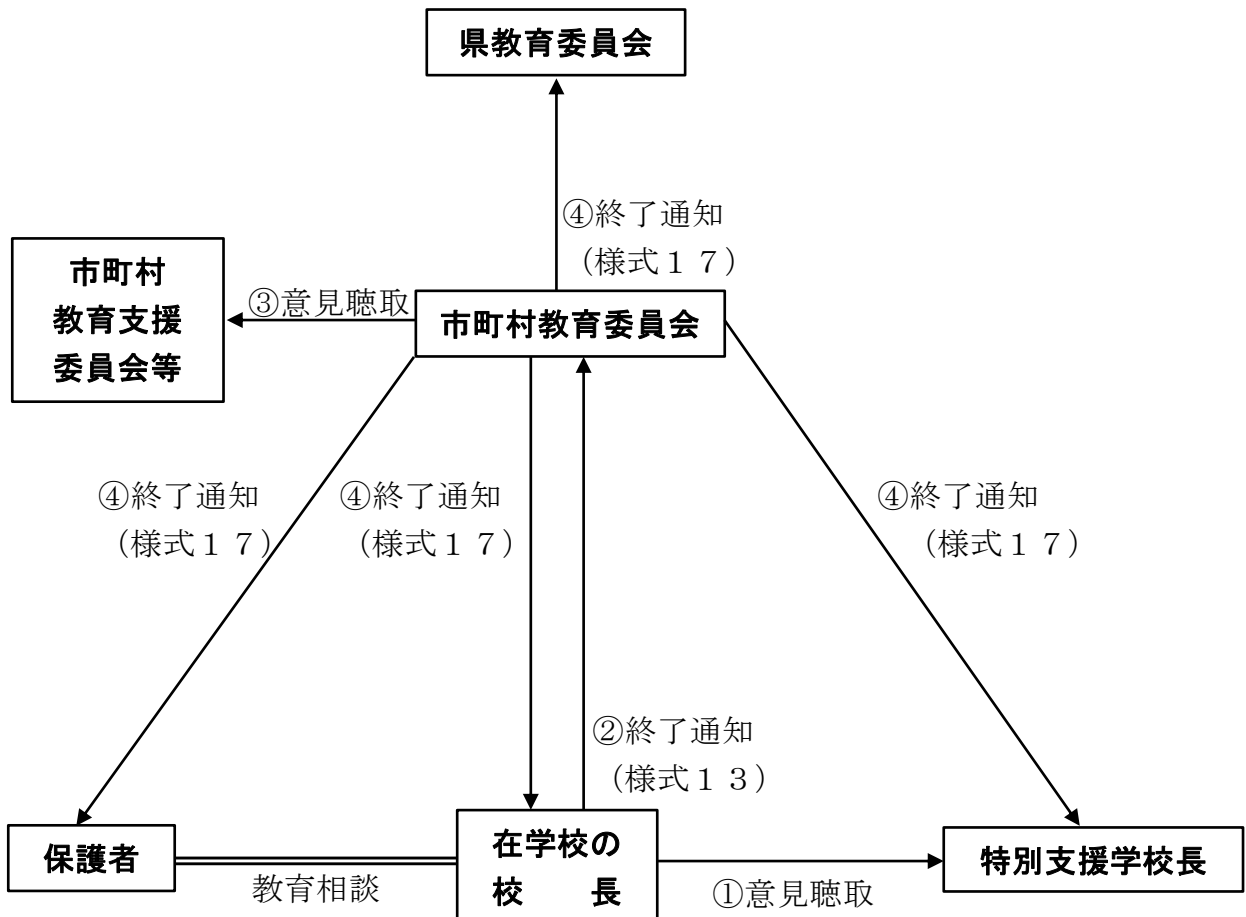


※年度をまたいで継続する場合、様式9と様式12は年度ごとに提出すること。

指導の終了

- (9) 在学校の校長は、特別支援学校において通級による指導を受けている児童生徒について、通級指導校（特別支援学校）の校長の意見を聴いた上で、当該指導を行う必要がなくなったものと判断するときは、市町村教育委員会に対し、その旨を通知する。（様式13）
- (10) 市町村教育委員会は、前項（9）の通知を受けた児童生徒について、市町村教育支援委員会等の意見を聴取し、通級による指導を行う必要がないと認めるときは、県教育委員会、在学校の校長、当該児童生徒の保護者及び特別支援学校長に対し、その旨を通知する。（様式17）

【指導の終了】特別支援学校の通級を終了する場合の手続図



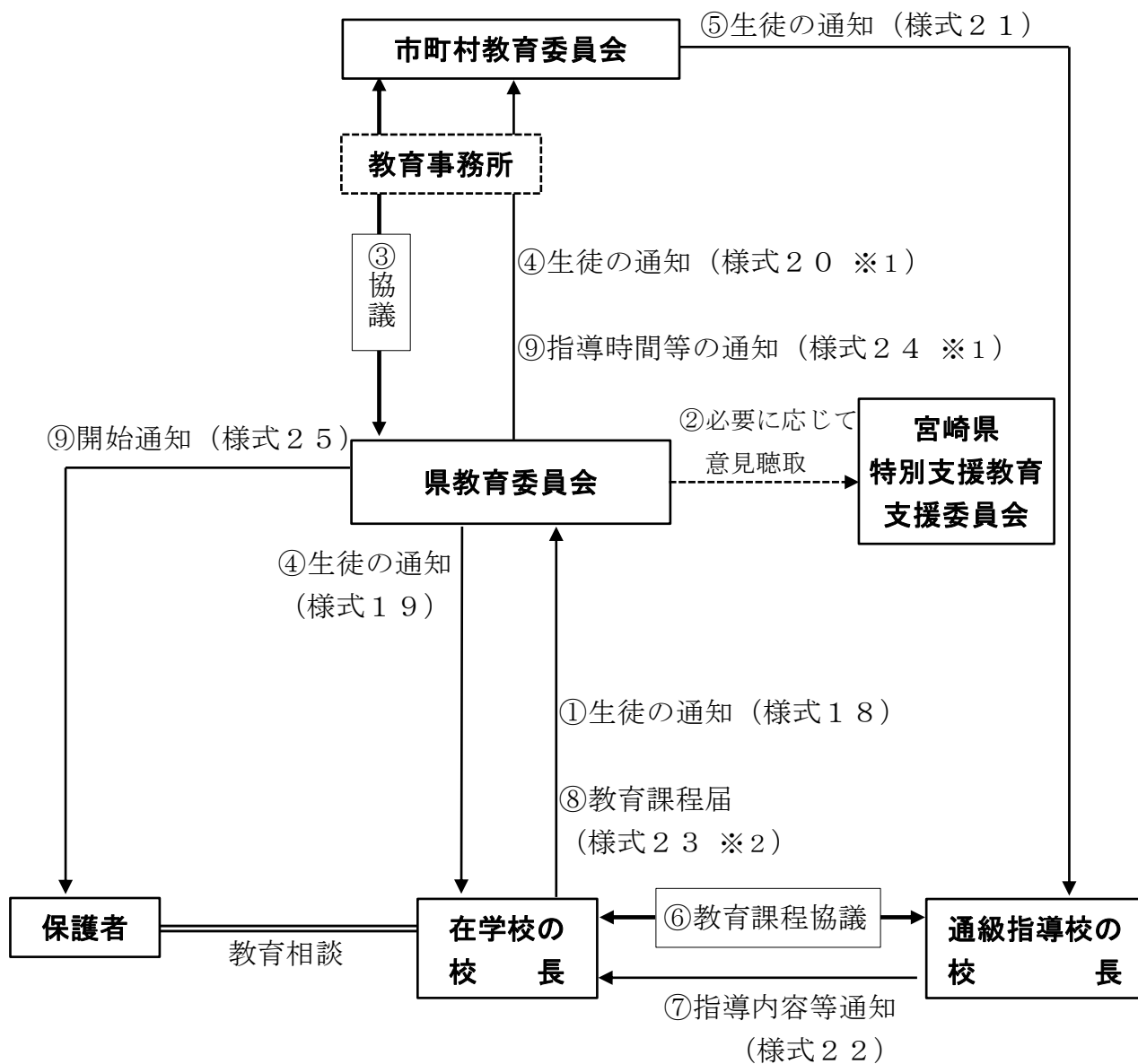
5 県立中学校等における他校または巡回による通級指導の手続

指導の開始

- (1) 校長は、在学する児童生徒に他の中学校等で通級による指導を行う必要があるときは、県教育委員会特別支援教育課に対し、その旨を通知する。 (様式18)
- (2) 県教育委員会は、前項(1)の通知を受けた生徒について、必要に応じて宮崎県特別支援教育支援委員会の意見を聴取し、通級による指導を行うことが適当と認めるときは、通級指導校について市町村教育委員会と協議した上で、当該生徒の氏名及び通級指導校を当該生徒の在学期に通知する。 (様式19)
- (3) 県教育委員会は、前項(2)の通知と同時に、市町村教育委員会に対し、教育事務所を経て当該児童生徒の氏名及び在学期を通知する。 (様式20)
- (4) 市町村教育委員会は、前項(3)の通知を受けた生徒について通級指導校の校長に対し、当該生徒の氏名及び在学期を通知する。 (様式21)
- (5) 在学期及び通級指導校の校長は前項(2)及び(4)の通知を受けたときは、当該生徒に係る教育課程の編成について協議する。
- (6) 通級指導校の校長は、前項(5)の協議が終了したときは、当該生徒に係る当該在学期における指導内容及び指導時間を在学期の校長に通知する。 (様式22)
- (7) 在学期の校長は、前項(6)の通知を受けたときは、速やかに、当該生徒に係る特別の教育課程を編成し、県教育委員会に届け出る。 (様式23)
- (8) 県教育委員会は、前項(7)の通知を受けたときは、教育事務所を経て市町村教育委員会、当該生徒の保護者に対し通級指導校及び通級による指導を行う日時など必要な事項を通知する。 (様式24)(様式25)

※在学期の校長は、継続して指導を行う場合は、年度ごとに特別の教育課程を県教育委員会に届け出ること。 (様式23)

【指導の開始】 県立中学校等における他校または巡回による通級指導を開始する場合の手続図



※1
様式20、24は2部のうち1部を教育事務所で保管すること。

※2
年度をまたいで継続する場合、様式23は年度ごとに提出すること。

指導の終了

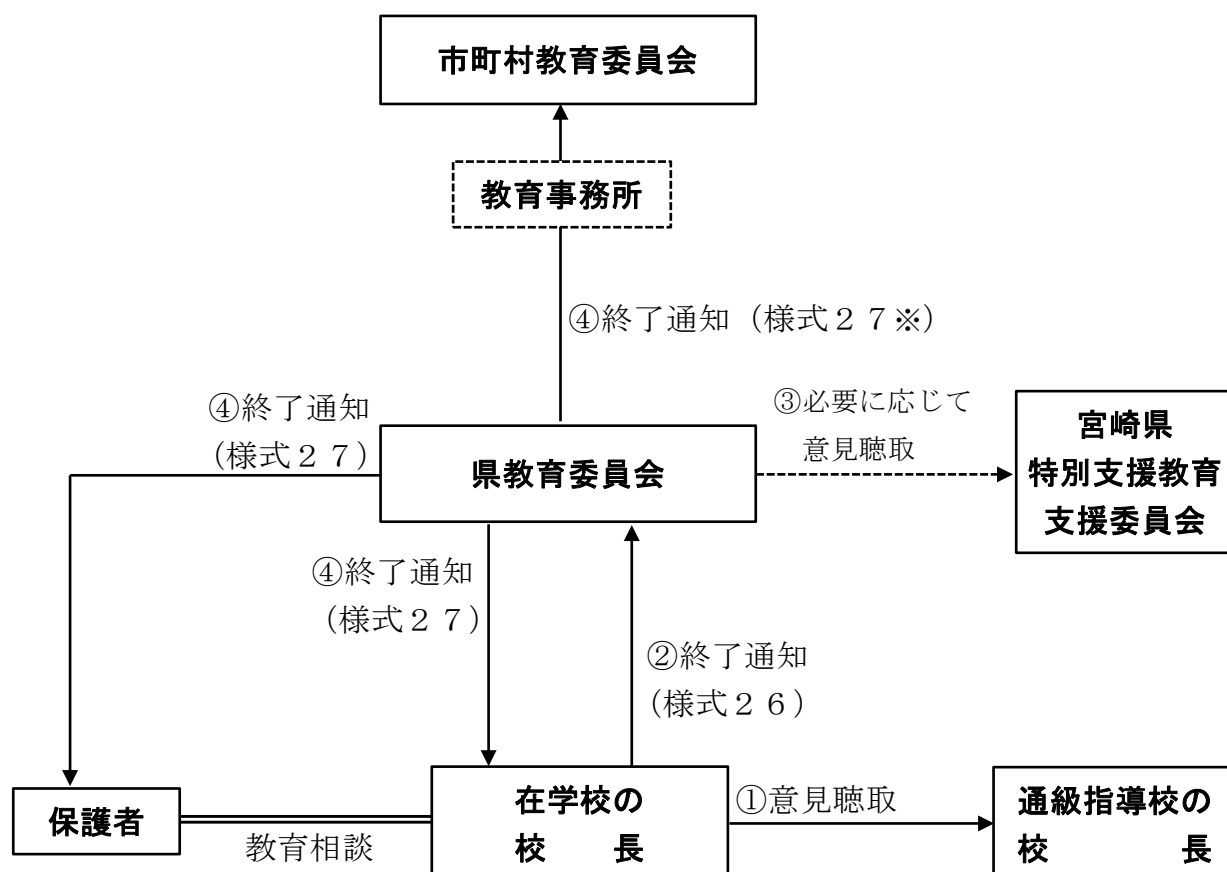
(9) 在学校の校長は、市町村が設置する中学校において通級による指導を受けている生徒について、通級指導校の校長の意見を聴いた上で、当該指導を行う必要がなくなったものと判断するときは、県教育委員会に対し、その旨を通知する。

(様式26)

(10) 県教育委員会は、前項(1)の通知を受けた生徒について、必要に応じて宮崎県特別支援教育支援委員会の意見を聴取し、通級による指導を行う必要がないと認めるときは、教育事務所を経て市町村教育委員会、在学校の校長及び児童生徒の保護者に対し、その旨を通知する。

(様式27)

【指導の終了】県立中学校等の他校または巡回による通級指導を終了する場合の手続図



※様式27は2部のうち1部を教育事務所で保管すること。

様式 9・12・23 の記入例

令和 年 月 日 号

〇〇〇教育委員会教育長 殿

〇〇〇 〇〇〇

通級による指導に係る特別の教育課程について（届）

このことについて、当該児童生徒の教育課程は下記のとおりです。

記

ふりがな 児童生徒氏名	みやざき たろう 宮崎 太郎	性別	男	学年	2年	区分	新規									
在 学 校 名	〇〇市立ひなた小学校	学級担任氏名		〇〇 〇〇		指導開始日										
通級指導校名	〇〇市立ひなた小学校	通級担当氏名		△△ △△												
障 が い 種	LD・ADHD 通級指導教室	通級開始日		令和 〇年 〇月 〇日												
		通級終了予定日		令和 〇年 〇月 〇日												
障がいの種類や程度	※ 手引の1～2ページを参照すること	指導形態(自校・他校・巡回)		自校通級				指導終了予定日								
年間の指導目標	※ 個別の指導計画に記載した目標を転記すること															
主な指導内容	障がいの特性の理解と生活環境の調整に関する事、感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事を関連付けて指導を行う。															
通級指導実施曜日及び時間				水曜日(11時10分～11時55分) 曜日(時 分～ 時 分) 曜日(時 分～ 時 分)												
教科等名	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育	道徳	特別活動	外国語活動	外国語	総合的な学習の時間	自立活動	合計
週時数	8	/	5	/	3	2	2	/	3	1	1	/	/	/	1	26
増減時数	-1	/	0	/	0	0	0	/	0	0	0	/	/	/	+1	0
通級による指導の年間総指導時数(予定)														35時間		

- ※ 区分は、新たに通級を開始する場合は「新規」、継続して指導を行う場合は「継続」を記入する。
- ※ 週時数は、標準授業時数を基に記入する。
- ※ 「増減時数」には、標準授業時数との差について比較し、+1、-1等で記入する。
(各教科等に替えて行う場合は合計が0、加えて行う場合は合計が+になる)

令和3年度第二次改訂版

小・中学校における「通級による指導」事務の手引

令和3年4月発行

宮崎県教育庁特別支援教育課

〒880-8502

宮崎市橘通東1丁目9番10号

電話 0985-26-7783